

グループホームアウル登別館

運営規定

有限会社 グッドライフ

(事業の目的)

第1条 有限会社 グッドライフが開設するグループホームアウル登別館（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護（短期利用も含む）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用も含む）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員（以下「従業者」という。）が、要介護等状態（介護予防にあたっては要支援2）であって認知症の状態にある高齢者に対し、「住み慣れた地域」において「家庭的な雰囲気」の中で、「時間がゆるやかに」流れ、「専門的スタッフ」に「さりげなく見守られ」認知症高齢者一人ひとりが、その人らしい生活の再構築をしていく住まい（家）若しくはケアを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所は次に示すものを運営の方針とする。

- (1) 小規模（グループ）の持つ特性を生かし、個別に充実したケアを可能とするケア形態であること。
- (2) 現実の日常生活の中で、個別の役割がリハビリとして位置付けられること。
- (3) 個別性を生かしたケアにより、質が高く、より家庭的な雰囲気のある生活環境であること。
- (4) 自然体の中で、より専門的に適切なサービスを提供すること。
- (5) 認知症高齢者の抱くとされる不安、心配、混乱、ストレスを軽減すること。
- (6) 健康な能力を読解し、適度な刺激があること。
- (7) 互いに、主体的（自己決定と自己責任）な関係であること。
- (8) 家族との連絡調整等を密にし、良好な関係を築くこと。
- (9) 契約書の記載事項、重要事項説明書を遵守すること。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健医療サービス又は福祉サービスとの密接な連携を図りサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームアウル登別館
- (2) 所在地 登別市若山町3丁目8番地45

(従業者の職種、員数及び職種内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名以上(介護従事者兼務 1名以上)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 1名以上(介護従事者兼務 1名以上)

計画作成担当者は、サービスの目標、内容等を記載した認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。)の作成を行う。

(3) 介護従事者 14名以上(法人内他事業所との兼務あり)

介護相談員は指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護等」という。)の提供に当たる。サービス計画に従い必要な介護を行う。

(4) 事務員 1名(非常勤)

事務員は、認知症対応型共同生活介護事業における事務全般を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、18名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護等の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 入居者の心身の状態、状況に応じた自立支援

(2) 食事、家事全般については、利用者、介護職員共同で行う

(3) 行政機関に対する手続きの代行

(4) 認知症対応型共同生活介護等計画等の作成

(5) 家族との交流会の実施

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護等が法定代理受理事務サービスであるときはその1割~3割の額とする。

2 前項のほか、次の号に掲げる費用の額の支払を入居者又はその家族から受けることとする。

- (1) 食 材 料 費 4 0 0 円 (1 食)
- ・食材料費には、おやつと飲料代を含むものとする。
 - ・前日までのキャンセルにより、当該食事に係る料金は発生しないものとする。
- (2) 家 賃 5 0, 0 0 0 円 (1 ヶ月)
- ・入退去時に限り、利用日数が 1 ヶ月に満たない場合は、利用日数に応じて 1 日あたり 1, 6 7 0 円を支払うものとする。
- (3) 光 熱 水 費 2 0, 0 0 0 円 (1 ヶ月)
- ・利用日数が 1 ヶ月に満たない場合は基本料金 (5, 0 0 0 円) に加え、利用日数に応じて 1 日 5 0 0 円を支払うものとする。
 - ・入院等の事由により利用がない月に関しては、基本料金のみを支払うこととする。
- (4) 契 約 金 5 0, 0 0 0 円 (家賃の 1 ヶ月分)
- (5) 敷 金 5 0, 0 0 0 円 (家賃の 1 ヶ月分)
- ・敷金は契約期間中無利子にて預かり、契約終了後返還するものとする。但し、契約終了時の居室の状態が、入居時の居室の状態と著しく異なり破損等していた場合、これをあてるものとする。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者にご負担していただくことが適当と認められる費用。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書（入居契約書）に署名（記名押印）を受けることとする。

(短期利用共同生活介護)

第8条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(入居にあたっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護等の対象者は、要介護者等（介護予防にあたっては要支援2）であって、認知症の状態にあり、次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がない者。
- (2) 入居希望者は、主治医の診断書で認知症の状態を確認するものとする。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること、又は入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、速やかに他の施設等を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。
- (4) 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護等の提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画をたてるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

(苦情処理)

第12条 相談(苦情)については、事業所内に相談(苦情)受付ポストを設置し、あわせて解決責任者、受付担当者、相談(苦情)対応委員会を置き、入居者、ご家族からの相談(苦情)に対応する。

(衛生管理)

第13条 衛生管理については、食品・環境の衛生管理に努め、食品を取り扱う者として手洗い・うがいを励行し、調理器具の消毒等を徹底し、衛生の確保を行なう。事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き)

第14条 事業所全体として、身体拘束等を行わないケアを前提とし、身体拘束等の心身に与える重大性を日頃より十分理解、確認を行なう。又、身体拘束等を行わなければならない状況が発生した場合にも、再度全体での切迫性・代替性・一時性の十分な理解、確認を行なった上で、必ず入居者、ご家族への十分な説明を行ない、同意書に記入して頂く等の措置を講じ、入居者、家族に掛かる心身の負担を最小限に抑えられる様に努めるものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 事業所の全従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(運営推進会議)

第16条 運営推進会議については、概ね2ヶ月に1回以上を開催予定とし、必要に応じ、メンバーを構成、召集し、地域との連携を密に図れるよう調整・開催に努める。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務形態を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規定は、平成18年3月1日から施行する。

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成20年6月21日から施行する。

この規定は、平成21年1月26日から施行する。

この規定は、平成21年9月14日から施行する。

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年6月21日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年9月21日から施行する。

この規定は、令和2年1月21日から施行する。

この規定は、令和6年10月1日から施行する